

科 目 名	特別支援教育学				
配 当 学 年	1 年	必修・選択	必修	CAP制	対象外
授 業 の 種 類	講義	単 位 数	2 単 位	授業回数	15
授 業 担 当 者	飯塚 淳市（非常勤講師）、藤根 収（非常勤講師）、荒木 広式（非常勤講師）		単位認定責任者	飯塚 淳市	
実務経験の有無	無				
実務経験のある教員名および授業の関連内容	-				
授業科目の概要	特別支援教育に関する歴史と制度を学び、様々な障害についての教育・心理的特性・指導法について概説する。教職課程の編成について、特別支援学校学習指導要領及び同解説（以下「解説」と表記）に基づき講義するとともに、個別の支援計画と個別の指導計画や特別支援教育コーディネーターなどについて、実践例を挙げて講義する。				
授業科目の到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別教育支援に関する歴史と制度を学び、その基本的な考えを説明することができる。 2. 障害のある幼児、児童及び生徒の学習上の困難を理解し、適切な教育方法を説明することができる。 3. 個別の教育的ニーズを把握し、説明することができる。 4. 特別支援教育に必要な知識や支援方法を説明することができる。 5. 多様な障害種について、教育・心理的特性・指導法について説明することができる。 				
学修成果評価項目（%）および評価方法	項目	割合	評価方法		
	基礎学力	20 %	定期テスト		
	専門知識	50 %	定期テスト		
	倫理観	%			
	主体性	30 %	レポート課題の取組状況		
	論理性	%			
	国際感覚	%			
	協調性	%			
	創造力	%			
責任感	%				
授業の展開					
1.	特別支援教育の歴史と背景（飯塚）				
2.	特別支援教育の制度（飯塚）				
3.	知的な障害のある幼児、児童、生徒の心身の発達・心理特性の理解（飯塚）				
4.	視覚障害のある幼児、児童、生徒の心理・行動特性の基本的な理解（藤根）				
5.	聴覚障害のある幼児、児童、生徒の心理・行動特性の基本的な理解（荒木）				
6.	肢体不自由・病弱のある幼児、児童、生徒の心理・行動特性の基本的な理解（藤根）				
7.	障害の概念（ICF：国際生活機能分類の概念）についての理解（飯塚）				
8.	障害のある幼児、児童、生徒の学習上、生活上の困り感の基礎的な理解と支援例（飯塚）				
9.	特別支援教育における教育課程の理解（飯塚）				
10.	自立活動の事例研究（飯塚）				
11.	個別の指導計画及び個別の教育支援計画についての理解（飯塚）				
12.	校内体制（コーディネータ等）及び各関係機関との連携の理解と具体例（飯塚）				
13.	通常学級における特別支援教育の意義の理解（飯塚）				
14.	障害以外の特別な教育ニーズの理解及びインクルーシブ教育とユニバーサルデザイン教育の理解（飯塚）				
15.	社会的養護の必要な幼児、児童、生徒の教育的支援の理解（飯塚）				

授業外学修について	<p>【予習】 講義内容を確認し、講義内容について自学する。</p> <p>【復習】 講義内容に係る参考文献で復習をする。</p> <p>【課題】 レポートを課す。</p>				
教科書	<p>参考書は授業内に随時紹介する。</p> <p>資料等の配布 授業の進行状況に合わせ、適宜資料を作成し、配布する。</p>				
参考文献	<p>特別支援学校学校指導要領及び同解説 授業の進行状況に合わせ、適宜資料を作成し、配布する。</p>				
試験等の実施	定期試験	その他のテスト	課題・レポート	発表・プレゼンテーション	取組状況等
	○	×	○	×	×
成績評価の割合	70 %	0 %	30 %	0 %	0 %
成績評価の基準	<p>本学の評価基準に基づき、成績評価を行う。</p> <p>秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69点～60点）、不可（59点～0点）</p>				
試験等の実施、成績評価の基準に関する補足事項	<p>【定期試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験範囲は講義の全範囲。 ・持ち込み不可。 <p>【レポート課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関わる項目について、レポートを課す。 <p>【成績評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期試験を中心に評価する。 ・講義時における取組状況およびレポート提出状況を成績に加える。 ・再試験は、60点以上を「可」、59点以下を「不可」と評価する。ただし、追試験対象者は、定期試験と同じ評価基準で評価する。 				

(特別支援教育学)